

仕 様 書

1 業務名

宮の森まちづくりセンター等機械警備業務

2 警備対象施設の概要

(1) 対象施設及び所在地

宮の森まちづくりセンター及び宮の森明和地区会館の複合施設

所在地：札幌市中央区宮の森2条11丁目1番3号

(2) 建物概要

ア 規模・構造：木造防火サイディング一部鉄筋コンクリート 地下1階地上2階

イ 延床面積：541.08㎡

ウ 敷地面積：458.30㎡

(3) 開庁時間

ア 宮の森まちづくりセンター

平日の8時45分から17時15分まで。なお、平日とは、土曜日、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで。以下同じ。）を除いた日をいう。以下同じ。

イ 宮の森明和地区会館

平日及び土曜日（祝日及び年末年始を除く。）の9時から21時まで

3 履行期間

令和8年10月1日17時15分から令和13年9月30日8時45分までとする（60か月間）。

4 業務仕様(内容)

(1) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務

(2) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）（以下「共通仕様書」という。）」による。

5 機械警備時間

警備対象時間は、平日は17時15分から翌日8時45分まで、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は8時45分から翌日8時45分までを原則とする。

機械警備の実施に当たって、開始時間及び終了時間は次のとおりとする。なお、宮の森明和地区会館のみ施設利用がある日の開始及び終了の操作は、利用時間に応じて会館の管理人が行う場合がある。

ア 開始時間

最終退庁者（宮の森明和地区会館の管理人を含む。）が機械警備開始の設定をした後

イ 終了時間

最初登庁者（前記アと同じ。）が機械警備解除の設定をした後

6 警備機器等の設置

- (1) 受託者は、別紙の平面図や現地を確認するなど既設警報機器配置状況を参考に、受託者の負担において警備対象施設を警備するために必要な警報機器等（自動火災報知機（消防設備）との連動を含む。）を的確に設置するほか、警備時間中、当該警報機器及び火災受信盤により感知される異常の有無を、受託者の本部（基地局）において確認する上で必要な受信装置を設置すること。なお、警備対象施設内に設置する警報機器等については、新品を原則とする。
- (2) 前号に基づき、受託者が警備対象施設内に設置した警報機器等の所有権は、受託者に帰属するものとし、機器等の設置、修繕、撤去等に係る工事により、警備対象施設に損害を与えた場合は、原状に復さなければならない。
- (3) 基地局との間の通信回線は、次の奨励する通信回線を参考に受託者の負担により用意し、かつ、受託者の責任において常に警戒できるシステムを構築すること。ただし、天災事変その他契約当事者双方の責めに帰することができない事由による通信障害を除く。

【奨励する通信回線】

モバイル回線やインターネット回線などで、常に一定の通信速度を保ち、かつ、安定的に利用できる回線であること。なお、通信回線には、施設内停電による通信障害の対応として30分以上電気を供給できるバッテリー等の蓄電池を備えること。

- (4) 前号ただし書きにより機械警備業務の提供ができない場合は、直ちに巡回警備等の代替え警備について、委託者と実施の可否について協議するものとする。この場合の経費負担については、下記12(6)に準ずるものとする。
- (5) 機械警備の開始・解除に必要なカードキーにあっては、受託者の負担により3枚用意し、委託者に貸与すること。なお、委託者の責めに帰する破損・亡失ににおけるカードキーの再発行（貸与数増を含む。）や、その他対処措置にあっては、委託者がその実費分を負担するものとする。
- (6) 契約開始に伴う機器・部品の設置や、下記10に基づく撤去及び機器の更新については、委託者のほか必要に応じて新旧受託者を加えた上で、その時期や作業方法等を協議し、本業務の警備体制に支障がないよう作業に当たること。

7 設置機器の保守管理等

- (1) 受託者は、前記6に規定する警備機器等に関し、正常な機能を維持するため毎月1回以上の保守点検を現地において行うほか、警備機器等の正常な作動を毎日点検し、万一、作動に異常が発生したときは、速やかに警備上の安全処置を講じるものとする。
- (2) 委託者の施設に設置した警備機器等について、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。

8 鍵の保管

本業務の目的のため、委託者が受託者に貸与した鍵は、受託者の責任により管理するものとし、保管されなければならない。鍵の複製及び第三者への貸与を禁止する。ま

た、契約終了後は直ちに委託者に返却すること。

9 機器のき損・紛失

委託者は契約期間中、自らの責に帰すべき事由により受託者が設置した機器・部品をき損・紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

10 契約終了等における機器の撤去

契約終了後又は中途解約時において、警備対象施設に設置した機器・部品の撤去に要する費用は受託者の負担するものとする。

11 提出書類

(1) 履行開始日前までに提出するもの

前記6に基づき設置した警報機器の種類、設置場所等を記した平面図等を含む警備業法第19条第2項に基づく書面（任意様式）

(2) 各月の業務が終了した都度提出するもの

各月の業務終了後、速やかに以下の書面を提出すること。

ア 完了届（指定様式）

イ 1か月分の機械警備業務の実施（警報機器の作動時間及び解除時間などの実施内容）報告書（任意様式）

(3) 実施の都度提出するもの

ア 前記7(1)に規定する警報機器の保守点検等結果報告書（任意様式）

イ 異常信号を受信した際の即応対応結果報告書（任意様式）

12 その他

(1) 業務の実施に当たっては、警備業法その他関係法令（警備業法等の解釈運用基準、北海道公安委員会規則を含む。）によること。

(2) 業務の実施中、事故が発生した場合や、建築物、工作物、定着物及び備品を破損し、又は破損箇所を発見した場合は、初期対応とともに直ちに委託者に連絡の上、委託者の指示に基づき適切に処置すること。なお、事故は基地局において異常信号を受信した際の即応対応を含む。ただし、緊急性に乏しく、前記11(3)イの書面提出で足りる場合は、委託者への連絡を省略できるものとする。

(3) 前記5アの警備開始時刻を経過しても開始操作がなされないときは、警備対象施設の利用状況を確認し、開始操作を失念している場合は受託者が操作を行うこと。

(4) 受託者は、本業務の履行にあつては、本市の環境マネジメントシステムに準じて、環境負荷の軽減に努めること。

(5) 次回更新の入札時に際して、前記6により設置した警報機器に関する問合せがあったときは、委託者に協力し、率先して回答を作成すること。

(6) 本仕様書及び共通仕様書に定めのない事項のほか、本仕様書に疑義が生じた場合にあっては、委託者と受託者の双方でその対応について協議すること。この場合において、受託者の責に帰すべき事由以外で受託者側に費用が生じる措置にあっては、その

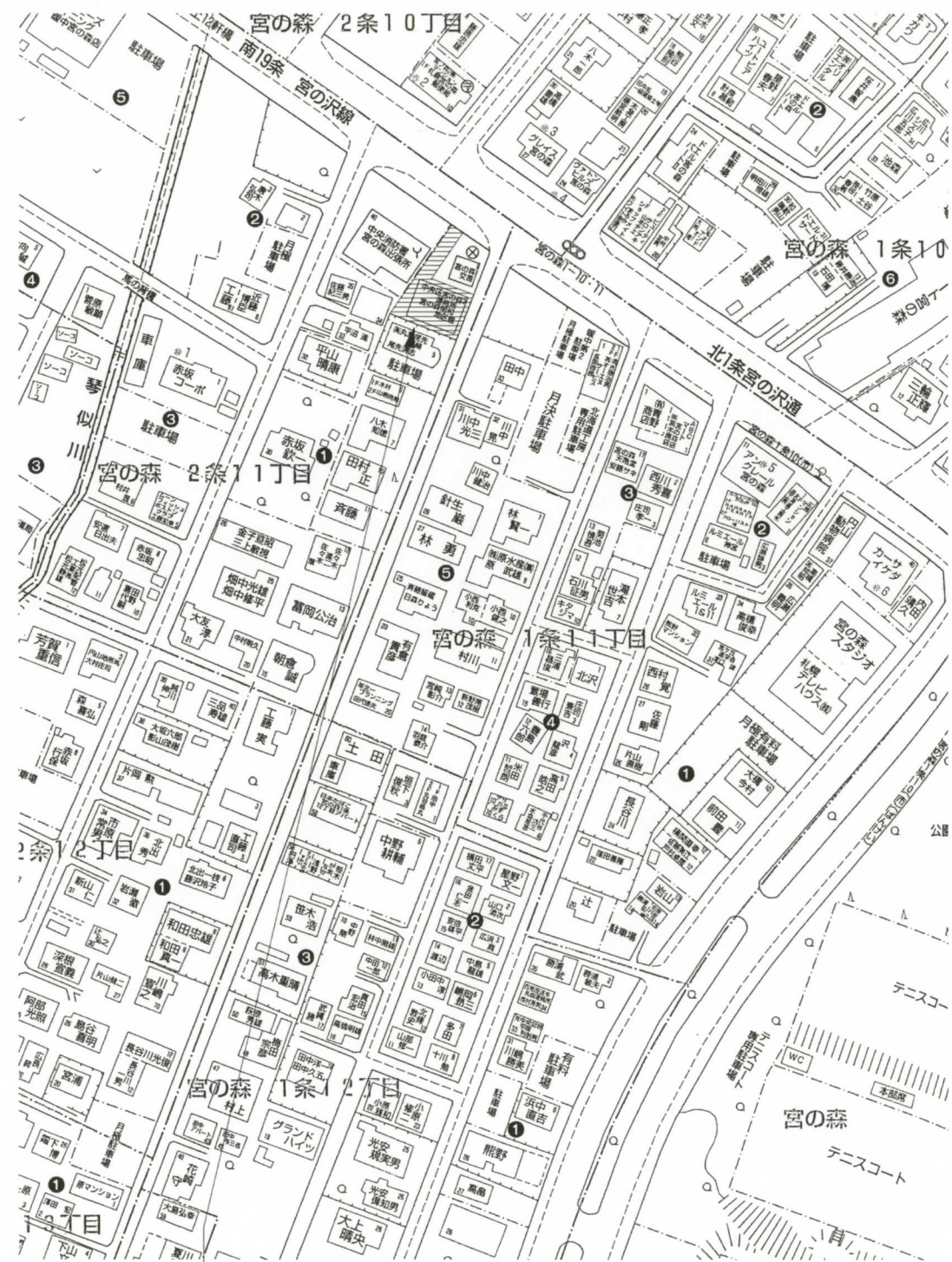
実費分を委託者が負担するものとする。

13 発注担当

札幌市中央区市民部総務企画課庶務係

札幌市中央区南3条西11丁目

TEL : 011-205-3205 (直通) MAIL : ch.shomu@city.sapporo.jp



札幌市中央区宮の森2条11丁目1-1

(道路幅員 27,000)

陸地境界線 (11.914)

(建物)

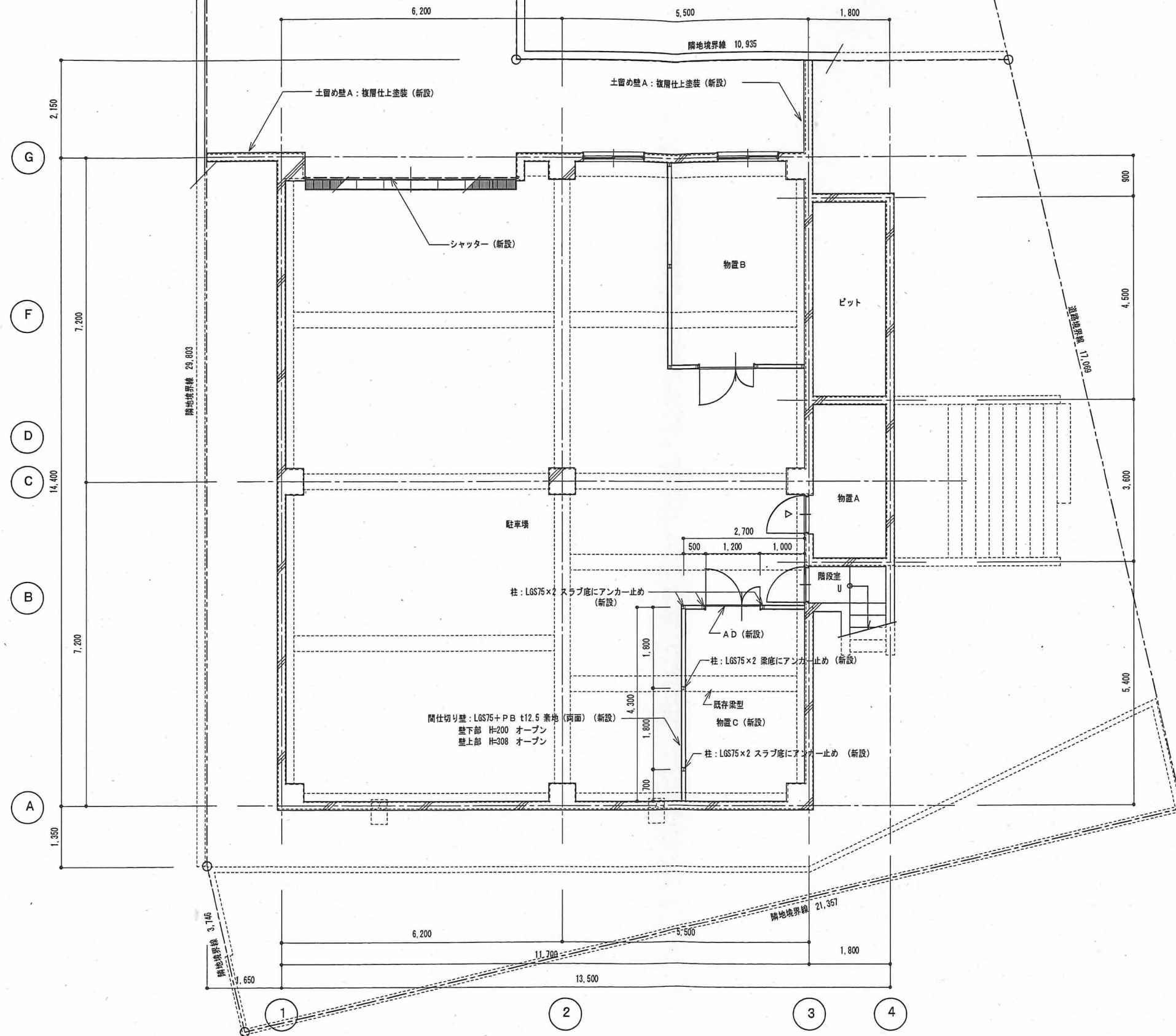
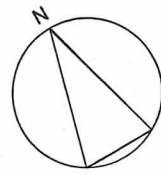
道路

(道路幅員)
7,270

1,650	11,700	1,800
-------	--------	-------

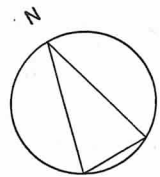
配置図 $S = 1 : 200$

工 事 名	宮の森連絡所、宮の森明和地区会館	図面名称	付近見取り図、配置図	縮 尺	1 / 5,000												校 図	設 計		製 図		番 号	枚の内
				尺	1 / 200																		A -

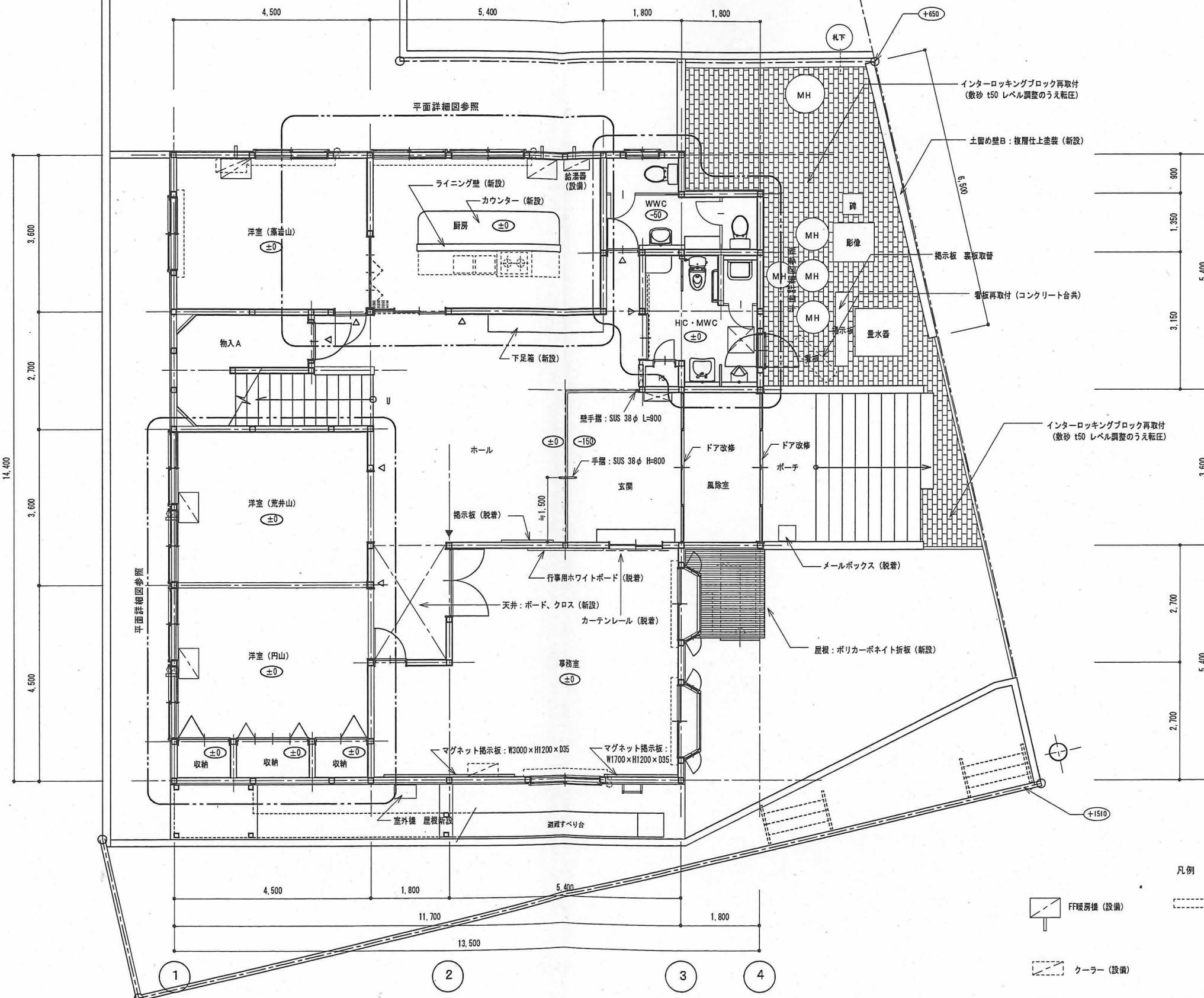


地階 平面図

記事					年月日	工事名称	宮の森まちづくりセンター・宮の森明和地区会館 リフレッシュほか改修工事	図面番号 A-11
					縮尺 A3 1:100	図面名		

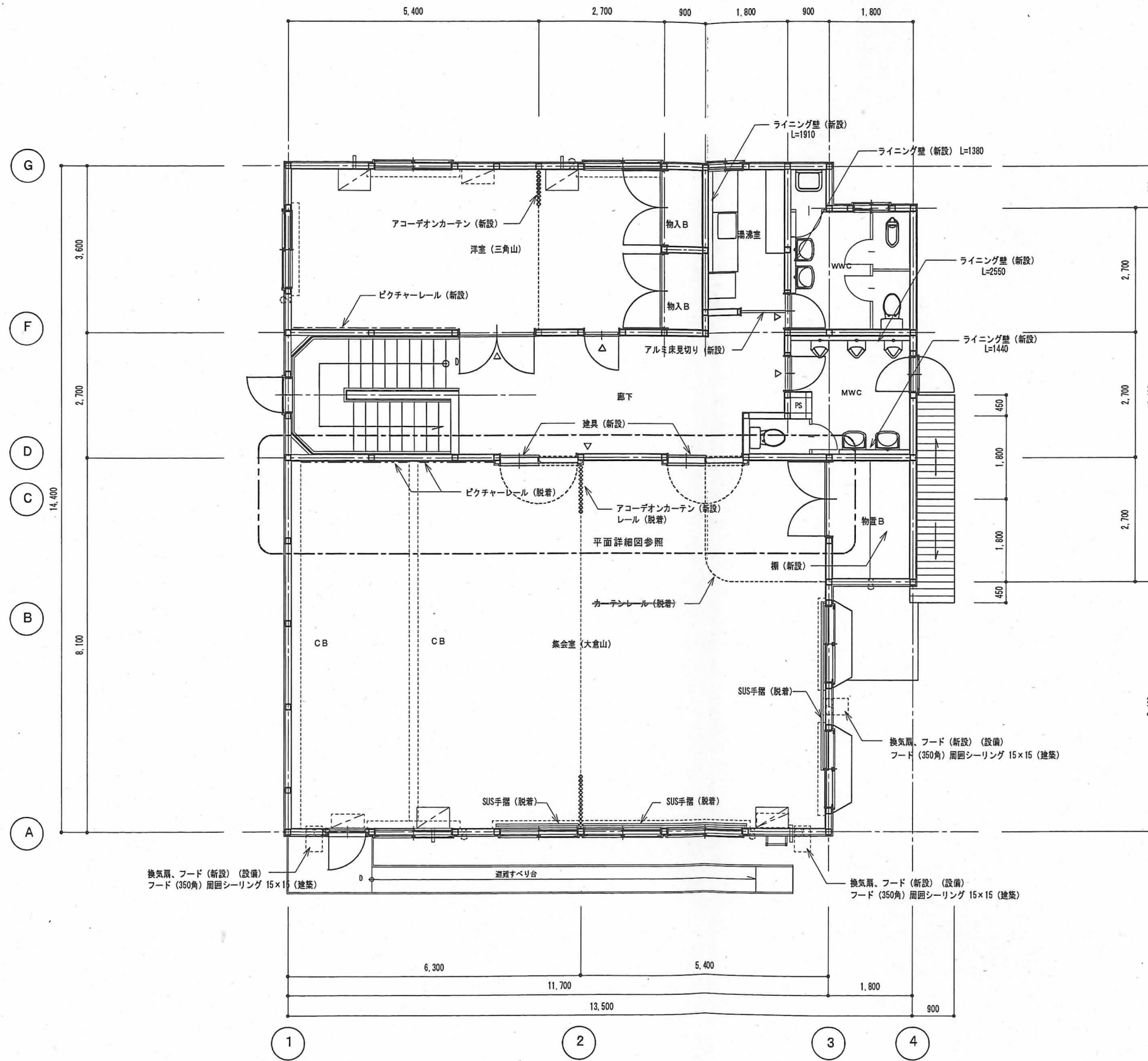


G
F
D
C
B
A



1階 平面図

- 凡例
- FF暖房機 (設備)
 - クーラー (設備)
 - 換気扇 (電気)
 - ブラインドボックス
(室内) レジスター+ (外部) フード
 - 室名札 240×80アクリライト 正面型 (脱着)
 - 室名札 240×80アクリライト 持出型 (脱着)
 - 床下点検口 600×600 アルミ既製品 (新設)
 - カーテンレール
 - 幕ボックス



凡例

	FF暖房機 (設備)		ブラインドボックス
	クーラー (設備)		(室内) レジスター+ (外部) フード
	換気扇 (電気)		正面型 (脱着)
			持出型 (脱着)
			床下点検口 600×600 アルミ既製品
		CL ———	カーテンレール
			幕ボックス

[illegible]